吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供申請書

(様式　第１号)

令和　　　年　　　月　　　日

吹田市長宛

　吹田市ふるさと納税（寄附金）返礼品提供事業者募集要項６に基づき、次のとおり申請します。　また、次の事項について誓約・同意します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 事業所の所在地 | 〒 |
| 法人名（屋号） |  |
| 役職・代表者名 |  |
| 開業日 |  |
| （個人事業主の場合のみ） | 住所 |  |
| 生年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 | ―　　　　　　　　　― |
| メールアドレス |  |

|  |
| --- |
| 誓約・同意事項　　　　　　　　　　　※確認し、間違いなければチェックボックスにチェックを入れてください。 |
| １ | ＜手続きに関する事項＞要件適合の可否を審査することを目的に、申請者が吹田市又は他市区町村に対し納めるべき市区町村税について、吹田市が必要な税等の公簿等の確認を行うことや必要な書類の提出等を求めることに同意します。 | **□** |
| ２ | ＜暴力団排除に関する事項＞次に掲げるもののいずれにも該当しません。（１）暴力団（大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号。以下「条例」という)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）（２）暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）（３）暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）（４）暴力団密接関係者（条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（５）前４号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体 | **□** |
| ３ | ＜消費者関係法令に関する事項＞特定商取引法、景品表示法、消費者契約法、大阪府消費者保護条例等、消費者関係法令に照らして問題はありません。 | **□** |

提出先・問合せ先

吹田市 地域経済振興室 ふるさと納税担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

TEL : 06-6170-2326（直通）

FAX : 06-6384-1292

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 返礼品 | 商品名 | 　 |
| 内容（規格・サイズ等） | 販売・取扱実績：年間　　　　　　個（回）販売・提供可能数：年間　　　　　　個（回）※制限なしの場合は空白 |
| 商品の説明※商品内容の分かるパンフレットなどを添付してください。 | （商品等の特長や魅力が伝わるように詳細に記入してください。） |
|  |
| 生産拠点住所又は体験型サービス提供地 | 　 |
| 価格 | 　 | 円 | ※梱包費、消費税を含む。配送料は含まない。 |
| 配送可能時期 | □　通年　　　　　　　　　 □　期間限定（ 月 ～ 月）□　完全事前予約制　　□　個数限定（年間 個限定） |
| 発送方法 | □　常温□　冷蔵□　冷凍 | 出荷サイズ | □60　　□120　　　□80　　□140□100　□それ以上（　　） |
| 期限 | 賞味期限（消費期限） | □　無し　　　□　有り（　　　　　　　　　　　　　） |
| （体験型サービスの場合）利用期限等 | □　送付後1年程度の有効期限を設けることができる。□　天候等の理由でサービス提供ができない場合は代替日等を設定する。なお、やむを得ず中止となり（代替日を設定しない場合も含む）、その時点で返礼品代金を既に受領している場合は返金する。※【吹田市で対応】寄附者に対しては、市があらかじめ指定した寄附金額相当の代替品を送付する予定です。* 中止の場合であっても返金は行わない。

※中止となる可能性がある場合は、「判断基準」を添付してください。 |
| 返礼品の要件①～⑤のいずれか１つを選択してください。 | □　①主要な部分の製造、加工を市内で行ったもの□　②原材料の主要な部分が市内で生産されたもの□　③市内でサービスの提供が受けられるもの□　④吹田市のPRのため生産された吹田市オリジナル商品等□　⑤その他（ 複数市町村共通の返礼品とするもの等 ） |
|  | ①を選択した場合は、記載してください。 | （製造にあたって市内で実施している工程及び商品に占める重量又は付加価値割合）  |
|  |
| ②を選択した場合は、記載してください。 | （市内で生産された原材料及び当該原材料が占める重量又は付加価値の割合） |
|  |

※このページは１商品につき、１枚作成してください。